

年末年始における集中対策期間について

<ポイント>

◎年末年始の取組を徹底するため1ヶ月間の措置を講じる (12月12日(土)～1月15日(金))

- ・忘年会や新年会など、飲食の場面におけるリスク回避を徹底
- ・重症者リスクの高い方や接する方のリスク回避の行動を徹底 等

◎特に、2週間、外出・往来自粛や時短営業など、強い措置を講じる (12月12日(土)～12月25日(金))

- ・札幌市内における外出や往来自粛の措置を継続
- ・旭川市内において、新たな行動変容の措置 等

<主な対策>

飲食の場面でのリスク回避

(12月25日までの措置)

- 接待を伴う**飲食店の休業要請** [札幌市]
- すすきの地区における**酒類を提供する施設へ時短要請等** [札幌市]
- 営業時間短縮等の要請施設の利用自粛** [札幌市]

(1月15日までの措置)

- 自宅を含む**5人以上**や**2時間を超える**長時間の**飲食の自粛**
(同居者のみの場合を除く)

人との接触によるリスク回避

(12月25日までの措置)

- 感染リスクが回避できない場合**
 - ・札幌市内、旭川市内では、**不要不急の外出自粛** [札幌市、旭川市]
 - ・「**行動制限の要請**がある都府県」との**不要不急の往来自粛**

(1月15日までの措置)

- 重症化リスク**の高い方と**接する方**や重症化リスクの**高い方**は、**マスクの着用、手洗い**など、**感染リスクを回避**する行動の更なる**徹底**
- 年末年始の**挨拶回りを自粛**